

広島県告示第八百三十二号

平成二十一年広島県告示第三百八十二号（平成二十一年度地籍調査事業計画）の一部を次のとおり改正する。

平成二十一年九月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

二の表世羅町の項の前に次のように加える。

安芸高田市

吉田町中馬の一部

事業計画決定の日  
平成二十二年三月三十一日

二の表世羅町の項数値情報化事業を行う地域の欄を次のように改める。

青近の一部、別迫、小世良の一部、赤屋、甲山、  
西上原の一部